

外国企業の方の神奈川への新規立地も応援しています！ (外国企業立地促進助成金)

- 要件**
- 工場又は研究所を県内に新たに立地する外資比率 100%の外国企業
 - 製造業又は情報通信業の企業であること
 - 新規立地施設で常用雇用者 5 人以上、うち少なくとも 3 人は日本人又は定住者であること

補助内容

対象経費：工場又は研究所の賃借料
補助金額：月額賃借料の 1/3 (助成限度額 300 万円)
助成期間：6 ヶ月

日本国内外に立地の海外・外資系企業の皆様にも…

相談窓口

以下の県の窓口で、外国企業の県内進出・拠点設置に関するご相談をお受けするとともに、情報提供を行っています。

海外事務所

◆東南アジア事務所（シンガポール）+65-6221-8174 ◆北米事務所（メリーランド）+1-410-216-7920

大連・神奈川経済貿易事務所

◆大 連 +86-411-8230-1906

日本国内に拠点を有する外国企業の二次投資のご相談

◆国際ビジネス課 045-210-5565 / 5567

関係機関との連携による進出支援

日本貿易振興機構（ジェトロ）など関係機関との連携により、法人登記、ビザ申請等企業立地のために必要な手続きや、オフィス選びなどのお手伝いをしています。

かながわビジネスサポートセンター（IBSC かながわ）の貸し出し

外国企業のスタートアップのため、50 営業日の間、事務所を無料で貸し出しています。

レンタルオフィスの貸し出し

外国企業のビジネス展開のため、3 年間までリーズナブルな料金で貸し出しています。〈面積：約 17 ～ 22 ㎡、賃料：約 4 万 7 千円～ 6 万円〉

まずは！

神奈川県産業労働局産業・観光部 **産業立地課** まで、お気軽にご相談を！

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電話：045-210-5573

インベスト神奈川 2nd ステップ

検索

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6852/>

(外国企業立地促進助成金は国際ビジネス課 電話 045-210-5565)

ものづくり産業のみなさまへ

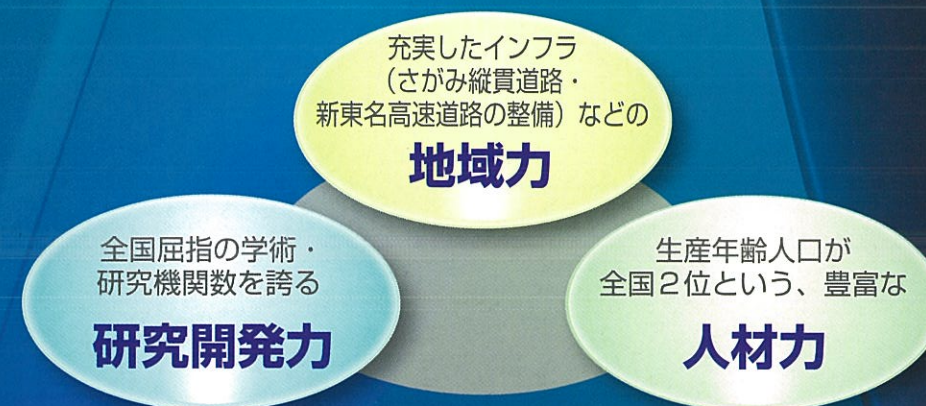
神奈川県は“造るパワー”を 応援します！

インベスト神奈川 2nd ステップ⁺のご案内

主なサポート内容

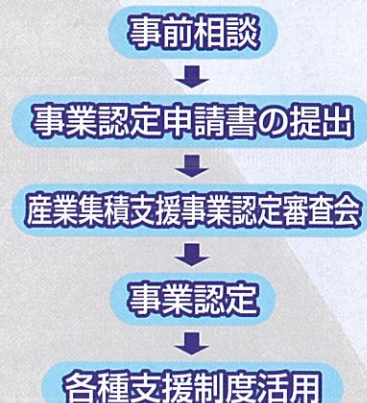
- 不動産取得税の税率の軽減、低利融資、奨励金などによる立地支援
- 立地に関する相談をワンストップで受け止め、諸手続や照会回答に要する時間を短縮
- 市町・民間企業とがっちりタッグを組んで、企業の立地を全面バックアップ（神奈川県企業誘致促進協議会）
- オープンイノベーションの推進により、共同研究開発など産学公の技術連携を促進します
- 産業系特定保留区域において、市町と連携し、新たな産業適地の創出を図ります
- 県内の工業用地情報等の提供
- 人材確保事業を行っています
- 県版特区により規制緩和などを実施し、企業の新たな立地を支援します

かながわの持つ3つの「ちから」



地域の持つ「ちから」とともに、
かながわでは企業の皆様をワンストップでサポートします！

「インベスト神奈川 2nd ステップ⁺」 制度活用までの流れ



前提要件

- 神奈川県内における投資計画（新設・増設など建屋の設置が伴うこと）であること
- 着手前であること ※1
- 投資施設が本社・研究所・工場であること

産業集積支援事業認定要件（対象：全県域）

- 投資額 ● 大企業 30 億円以上 中小企業 7,000 万円以上 ※2
- 投資施設内雇用予定者数 ● 大企業 50 人以上 中小企業 10 人以上 ※3
- 対象地域 ● 工場：工業系用途地域等 ※4 本社又は研究所：住居系を除く地域
- 業種 ● IT/エレクトロニクス関連産業、自動車関連産業、新エネルギー関連産業、ロボット関連産業、航空宇宙関連産業、いのち関連産業 ※5 ※6

支援施策

不動産取得税の不均一課税

- 1 対象：認定された投資計画に基づき取得した不動産（本社、研究所又は工場の用に供する家屋及び土地）
軽減税率：税率の 1/2 を軽減（軽減後の税率 家屋 2%、土地 1.5%）

共同研究開発助成制度

新たな本社・研究所・工場の立地に際し、県内中小企業が参加する産学公の共同研究開発体制を構築して共同研究開発を実施する場合、その経費の 1/2 を助成します

助成金の額：共同研究開発経費の 1/2 を、最大で 5 億円（助成期間全体の総額）

- 2 助成期間：最大 3 年間（ただし、単年度に交付する助成金の額は新規立地による法人二税増加分の 1/2 以内とします）

要件：①新たな研究所等の立地に際し、県内での常用雇用者の増加（大企業は 50 人以上、中小企業は 10 人以上）を達成すること
②新たな研究所等の立地に際し、県税納税額が過去 3 年の平均納税額以上であること
③中小企業の場合、認定の際の最低投資額が 5 億円以上であること

産業集積支援融資制度（中小・中堅※企業限定）

※中堅企業とは、資本金 10 億円未満で知事が特に認めたものをいいます

- 3 1 ● 融資条件 ●
金利：1.5%以内
融資期間：15 年以内（2 年以内の据置期間を含む）
融資限度額：10 億円（ただし、事業費の 80%以内）

新規雇用者能力開発助成制度（中小企業限定）

助成要件：認定施設で 10 人を超えて新たに県内在住の者を常用で雇用すること

助成額等：新規雇用に伴い実施された能力開発訓練費用の 1/4（1 人当たり最大 20 万円・1 人目から）

障害者雇用助成制度（中小企業限定）

助成要件：認定施設で法定障害者雇用率を超えて新たに県内在住障害者を常用で雇用すること

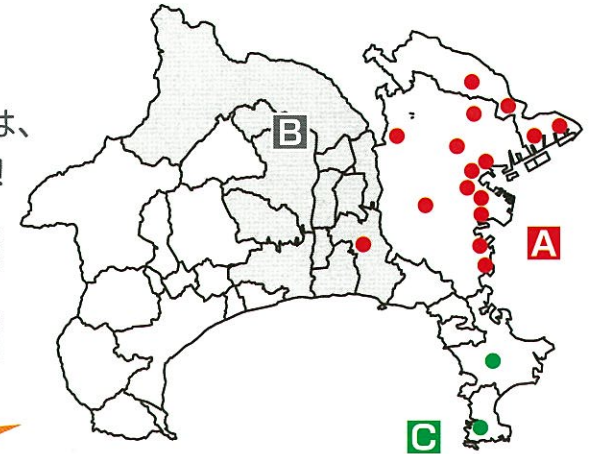
助成額等：法定障害者雇用率を超えた新規雇用 1 人につき 30 万円

さらに！

特定エリア内に立地する特定業種の投資計画の場合は、**奨励金を含むさらなる優遇制度**があります！

A 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区では、最先端の研究機関等が集積する京浜臨海部にライフサイエンス関連業種を集積し、国際戦略拠点の形成を図ります。

B さがみロボット産業特区では、さがみ縦貫道路の開通を機に、地域の活性化を図るため、生活支援ロボットの実用化とロボット関連産業の集積を図ります。



特定地域 産業集積支援事業認定要件（対象：特定エリア等）

● 立地場所 ●

A 【京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の区域内】

地域：横浜市、川崎市、藤沢市の一部区域（17 拠点）

業種：ライフサイエンス関連業種 ※5

B 【さがみロボット産業特区の区域内】（さがみ縦貫道路沿線地域等）

地域：相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、愛川町

業種：ロボット関連業種 ※5

C 【地域活性化のために知事が特に集積を目指すものづくり産業及び地域】（平成 26 年 10 月現在）

地域：横須賀リサーチパーク（横須賀市）

業種：情報サービス業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業 ※7

地域：三崎漁港（二町谷地区）水産物流加工業務団地（三浦市三崎）

業種：食品製造業

支援施策

産業集積促進奨励金

- 6 助成額：不動産取得税の 1/2 相当額（上限 1 億円）

産業集積支援融資制度（中小・中堅※企業限定）のさらなる利率優遇！

- 3 2 ● 融資条件 ●
金利：当初 5 年間 0.9%以内（6 年目以降は 1.2%以内）
融資期間：15 年以内（2 年以内の据置期間を含む）
融資限度額：10 億円（ただし、事業費の 80%以内）

- ※1 土地の取得又は着工日（契約日）の前日までに認定申請書を提出する必要があります。
※2 工場等の新設に併せて同一敷地内で整備する太陽光発電などの「創エネ」施設等の整備費用を投資額に認定します。
※3 障害者の常用雇用者 1 人は常用雇用者 2 人分とカウントします。
※4 原則として工業専用地域ですが、工業地域、準工業地域及び産業系特定保留区域でも対象となる可能性があります。産業立地課までご相談ください。
※5 業種の判定は、投資施設内における製造品や、企業の取引先などから総合的に判断されます。詳細は産業立地課までご相談ください。
※6 いのち関連産業：医薬品、医療機器、食品その他の県民の健康で自立した生活の実現に資する製品の生産に関する事業。
※7 ただし、電気機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業については、情報サービス業又は情報通信機械器具製造業と密接に関連した製品を製造する業種に限ります。